

財政援助団体等監査措置状況報告書

対象補助金	沖縄市観光誘客プロモーション事業補助金				
担当課名	経済文化部観光スポーツ振興課	監査実施日	令和3年10月	提出月日	令和4年9月6日
指摘事項等			措置状況等		
<p>【所管課への指摘事項等】</p> <p>(1) 補助金の支給方法について</p> <p>沖縄市補助金等交付規則第16条第3項では「市長は、未交付額の過半を超えて概算払又は前金払いとすることができない。ただし、特別な場合は、この限りでない。」と規定されているところ、同補助金については「特別な場合」を適用させて交付決定額17,429,000円のうち、97%の16,848,500円を5月8日に支払いしていた。「事業を円滑に行うため、また、安定した雇用の確保のために、年度当初で資金が必要」という理由を受けての交付であるため、概算払いについては理解できるが、年度当初に補助額の97%を超えて交付する必要性の審査と「特別な場合」を適用させた場合の決裁権限のあり方について検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【要望事項】</p>			<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>補助金の支給方法について改善を図るため、沖縄市補助金等交付規則第16条第3項但し書きに定める「特別な場合」の観光振興補助金交付要綱における運用基準について次のとおり定め（市長決裁）、適切な運用を行っている。</p> <p>■沖縄市補助金等交付規則第16条第3項但し書き運用基準（令和4年2月28日決裁）</p> <ol style="list-style-type: none"> 未交付額の過半を超えた概算払いをしなければ、観光団体等の観光事業等に従事する従業員等の給与等の支払いが滞る場合 補助事業費に係る補助対象経費について未交付額の過半を超えた支払いをしなければ、観光事業等の執行が困難な場合 <p>附 則 この基準は、令和4年3月1日から施行する。</p>		

財政援助団体等監査措置状況報告書

指定管理施設名	沖縄市営住宅				
担当課名	建設部住まい建築課（監査実施当時：建設部市営住宅課）	監査実施日	令和3年10月	提出月日	令和4年9月6日
指摘事項等			措置状況等		
<p>【所管課への指摘事項等】</p> <p>(1) 指定管理料の流用について</p> <p>指定管理者業務仕様書には、「管理業務費、維持修繕費等における相互の流用は認められないものとする」と定められているが、管理業務費から維持修繕費等への流用が見られた。</p> <p style="text-align: center;">【指摘事項】</p>			<p>措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/></p> <p>令和3年度から相互流用は行わず、維持修繕費等の予算不足などがあった場合は補正にて対応しております。</p>		
<p>(2) 重要な協議事項の決裁区分に</p> <p>指定管理者業務仕様書で「業務内容及び処理について疑義が生じたときは、市と協議する」と定められており、上記予算について協議は行われていたが、課長決裁となっていた。重要な協議の決裁については、適正な決裁区分について検討し、慎重な事務処理を行って頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【要望事項】</p>			<p>措置済 <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/></p> <p>基本協定書、年度協定書、事業計画書、余剰金の取扱い協議等、指定管理者との決裁について、各事務処理に基づき適正な決裁区分を制定中であります。</p>		
<p>(3) 指定管理料の支払について</p> <p>指定管理者業務仕様書には、「管理業務費、維持修繕費等は、沖縄市営住宅等指定管理者の専用の各口座で管理するものとする」と定められているが、市からの指定管理料の振り込みは、管理業務費と維持修繕費等の合計額を管理業務費の口座に振り込んでおり、後日、指定管理者が、維持修繕費等の管理口座に維持修繕費分の指定管理料を移していた。支払いについてそれぞれの口座に振り込むよう検討して頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【要望事項】</p>			<p>措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/></p> <p>令和4年度から指定管理者の口座を追加で登録し、指定管理委託料の支払において「管理業務費」と「維持修繕費」を、それぞれの口座に振り込んでいます。</p>		

指定管理施設名	沖縄市営住宅				
担当課名	建設部住まい建築課（監査実施当時：建設部市営住宅課）	監査実施日	令和3年10月	提出月日	令和4年9月6日
指摘事項等			措置状況等		
<p>(4)維持修繕等完了調書の添付書類について</p> <p>指定管理者からの維持修繕費等完了調書の添付書類において、見積書や請求書の日付が記入されていないものが見受けられた。修繕等の執行状況を確認出来るよう、事務処理のありかたを指導されたい。</p> <p style="text-align: center;">【要望事項】</p>			<p>措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/></p> <p>令和4年度から毎月の市営住宅維持修繕等完了調書に、見積書及び請求書を添付してもらうなど、確認できるよう指導しています。</p>		